

給付適正化の今年度の状況と来年度の取組について

平成31年2月7日
第2回介護保険運営協議会
資料2（議題2関係）

1 実地指導実績及び予定表

(単位:件)

		内 容 等	H29年度 (実績)	H30年度 (見込)	H31年度 (予定)
市が主体の 実地指導	新規指定申請に伴うもの	対象 ・地域密着型サービス事業所 地域密着型通所介護(18人以下の小規模な通所介護) 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・居宅介護支援事業所	2	5	新規指定申請があった場合に実施
	更新指定申請に伴うもの		3	8	11
	市独自	事故や苦情等があった場合、必要に応じて実施	1		
	財団からの支援	公益財団法人東京都福祉保健財団と委託契約し、事務を委託	4	4	4
	都職員アドバイザー派遣	H30. 4の居宅介護支援の権限移譲に伴い、H29より開始された市区町村支援策 市からの依頼により、市が主体の実地指導(財団からの支援を除く)において、都職員がアドバイザーとして同行し支援	2	2	検討中
都が主体の 実地指導	東京都実地指導 (市は立会)	対象 ・都が指定のサービス事業所 ・特別養護老人ホーム及び併設事業所は2年に1回実地 ・事業所所在地以外の利用者が多い居宅介護支援事業所	9	3	未定 (都が計画するため)
合 計			21	22	15

2 ケアプラン点検実施方法の変更点について

介護支援専門員(ケアマネジャー)

- 居宅介護支援事業者(31年2月1日現在 市内32事業所)等に所属
- 主な役割：ケアプランの作成、サービスの再評価とケアプランの練直し、介護サービス事業者との調整等

居宅サービス計画(ケアプラン)

- 利用者の状態、要望等に合わせて作成される介護サービスの計画
- 利用者の状態の変化、介護認定期間の更新の際などに計画の見直しを行う

ケアプラン点検

- 東京都では「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」の手法を用いて実施することを推奨
- 東久留米市でも同ガイドラインを用いたケアプラン点検を実施
- 介護給付適正化の重点事業として位置付けられている

同ガイドラインを活用したケアプラン点検の特徴

- 1 介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を図ることを目的としている
質の向上とは・・・自立支援に資するケアマネジメントの達成
 - 2 専門職でなくてもケアプラン点検を円滑かつ適切に実施できる
理想は介護支援専門員と事務職員の協働実施・・・東久留米市は介護福祉課の介護支援専門員、事務職員、保健師が担当している
- ※ 介護支援専門員と点検者が認識を共有できる点検ツールとして「リ・アセスメント支援シート」を使用

東久留米市のケアプラン点検

- 平成26年度試行実施、平成27年度から本格実施
- 介護支援専門員が研修(勉強の場)ととらえ、点検を受けている
- 地域包括支援センター及び地域の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が書類点検とオブザーバー参加している
- 「給付適正化」と「ケアマネジメントの質の向上」を区別して点検を実施
- 居宅介護支援事業者管理者(以下、管理者という。)、主任介護支援専門員の点検を優先的に実施

課題

- 効率的な実施
- 個々の点検で把握された課題の改善状況の把握
- 市内介護サービス事業所全体の質の向上
- 主任介護支援専門員の質の確保と地域貢献

31年度へ向けて

- 居宅介護支援専門員
 - ・ 管理者以外のケアマネジャーがリ・アセスメントシートを利用したケアプラン作成を行う
- 管理者
 - ・ ケアマネジャー全員の書類を点検し、業務の実情把握を行い、運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行う
 - ・ 点検後、事業所内の課題等について研修等、必要な措置を講じる
- 市
 - ・ 点検対象者以外のケアマネジャーの提出書類の点検、助言、管理者に対する助言をする
- 主任介護支援専門員
 - ・ 点検者を自身が行う視点で参加し、主任介護支援専門員主体の点検実施を目指す